

本体工の変状に対する対策区分の判定

区分	定義
I	利用者に対して影響が及ぶ可能性がないため、措置を必要としない状態。
II	II b 将来的に、利用者に対して影響が及ぶ可能性があるため、監視を必要とする状態。
	II a 将来的に、利用者に対して影響が及ぶ可能性があるため、重点的な監視を行い、予防保全の観点から計画的に対策を必要とする状態。
III	早晚、利用者に対して影響が及ぶ可能性が高いため、早期に措置を講じる必要がある状態。
IV	利用者に対して影響が及ぶ可能性が高いため、緊急に対策を講じる必要がある状態。

※1 判定区分IVにおける「緊急」とは、早期に措置を講じる必要がある状態から、交通開放できない状態までを言う。

トンネル諸元表

番号	トンネル名 (フリガナ)		路線名	完成年次 (西暦)	トンネル延長 (m)	幅員 (m)	管理者	行政区域		点検記録
							管理者名	都道府県名	市区町村名	判定区分
1	檜迫トンネル	(カシサコトンネル)	市道名古屋峠線	不明	38	4.00	高知県	高知県	須崎市	II a
2	西分トンネル	(ニシブントンネル)	市道中ノ浦清水線	1983年	121	5.00	高知県	高知県	須崎市	II b
3	花鳥トンネル	(ハナトリトンネル)	市道和田池ノ内線	2004年	456	7.00	高知県	高知県	須崎市	II a